

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前		変更後	
	所在地	開設者名	名称	開設者名	名称	開設者名
医療法人社団愛友会 エルサ上尾訪問看護ステーション	上尾市藤波三―二六五―一	医療法人社団裕美会	マキレディースクリニック	医療法人社団隆正会遠山脳神経外科	医療法人社団晃悠会	医療法人 真賛会 メディカルパーク入間
医療法人社団愛友会 エルサ上尾訪問看護ステーション	上尾市藤波三―二六六―一	医療法人直悦会	医療法人 真賛会 メディカルパーク入間	医療法人社団隆正会遠山脳神経外科	医療法人社団晃悠会	医療法人 真賛会 メディカルパーク入間

